

平成20年第341回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成20年3月10日(月曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第17号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について
- 日程第 2 議案第2号・第3号・第4号・第12号・第13号・第14号・第15号・第18号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第5号・第7号・第8号・第9号・第10号・第19号
請願第1号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第11号・第16号
請願第2号
陳情第1号・第2号・第3号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第28号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 7 発議第1号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第 8 発議第2号 矢吹町議会広報の発行に関する規程の一部を改正する訓令(案)
- 日程第 9 発議第3号 道路財源の安定的な確保に関する意見書(案)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
4番	栗崎千代松君	5番	渡辺正美君
6番	柏村栄君	7番	諸根重男君
8番	吉田伸君	9番	藤井精七君
10番	棚木良一君	11番	角田秀明君
12番	十文字重康君	15番	遠藤守君

17番 永 沼 義 和 君 18番 根 本 信 雄 君
欠席議員（2名）

3番 熊 田 宏 君 16番 松 谷 正 良 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 野 地 誠 君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企 画 経 営 課 長 渡 辺 正 樹 君

総 務 課 長 内 藤 正 昭 君 税 務 課 小 針 茂 君
収 納 対 策 室 長

町 民 生 活 課 長 長 岐 敬 一 君 保 健 福 祉 課 長 根 本 孝 一 君

産 業 振 興 課 長 須 藤 修 平 君 都 市 建 設 課 長 坂 本 明 司 君
兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長

上 下 水 道 課 長 渡 辺 正 弘 君 会 計 管 理 者 兼 熊 田 建 一 君
出 納 室 長

教 育 次 長 兼 坂 路 寿 紀 君 生 涯 学 習 課 長 水 戸 光 男 君
学 校 教 育 課 長

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 林 伸 幸 主 幹 兼 水 戸 邦 夫
局 長 補 佐 兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さんご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

16番、松谷正良議員、3番、熊田宏議員から欠席する旨の届け出があります。

税務課長にかわりまして、小針茂収納対策室長が出席をしております。

日程に入ります。

(午後 1時08分)

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第1、議案第17号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを議題といたします。

本案の提案理由については既に説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第17号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について、反対の立場で討論いたします。

議案第17号の第5次矢吹町まちづくり総合計画の中で、安心して子供を産む環境づくりの中で、幼稚園、保育園業務運営検討事業ということで、幼稚園の統廃合や、民間保育園の認可取得の支援などとともに幼保一元化や幼稚園、保育園の民営化に向けた検討を行いますとっておりますが、保育の質のかなりの部分は人の質です。人の質とは、園長や保育士の気質、また知識や経験、人柄、意欲などです。このようにきちんとした立場に置かれて、そして子供を保育していく。これが町の責任と思います。民間にできるものは民間ということ本来、自治体がやるべき仕事を民間に任せてしまうことです。しっかりした制度は、人の質を支えます。町で責任を持って運営してこそ、安心して子供を産む環境づくりの大きな支援となります。そのいろいろな点からこの議案第17号は見直しをされていませんので、よって議案第17号に反対をいたします。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

4番。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 議案第17号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についての議案に賛成の立場で討論をいたします。

本案は町の最上位の総合計画として、計画期間中において実施すべき政策の事務事業などについては、常にその計画性を高めながら、途中において事務事業などを追加変更する場合は、議会の議決案件とすることで議会との政策形成を図るという大きな特徴を持った計画と認識をしております。高度経済成長の時代を過ぎて、なかなか税収も見込めないという時代に入って、いろいろな工夫をしながら、将来にわたって矢吹町を反映させていくというような部分での、その都度その都度の細かい変更等は当然していかなければならないことだと思います。

今回提案されました議案内容については、平成20年度以降の政策運営における新たな政策課題や法令などの改正に伴う事務事業の一部変更などであります。町当局と議会との政策形成の過程を町民の皆様にも明らかにする手法として大変重要かつ必要な手続でありますので、私は賛成をいたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第17号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議事日程の報告

○議長（根本信雄君） 続きまして、去る3月4日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第2号～議案第4号、議案第12号～議案第15号、議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第2、議案第2号、第3号、第4号、第12号、第13号、第14号、第15号、第18号を一括議題といたします。

本案に関し、総務常任委員会副委員長の報告を求めます。

8番、吉田伸君。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） それでは、総務常任委員会審査結果報告書を報告いたします。

第341回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、

矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から7番までは割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第4号、第12号、第13号、第14号、第15号、第18号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第2号 矢吹町戸籍等の無料証明に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者被保険者等に対する戸籍証明の無料交付に伴う所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、県の人事委員会等の勧告制度を遵守するも、町の厳しい財政状況、町民感情を踏まえた労使交渉に基づき、職員の給与等に関し、特に若年層に限定した平均0.49%の給料引き上げと扶養手当の改定増、勤勉手当の0.05月支給分の引き上げなどによる所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、地域経済活性化のため、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、産業集積地区による設置事業者の対象施設等または土地に係る固定資産税の課税を免除するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 昭和55年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等を廃止する条例。

本案は、昭和55年度の冷害による被災者に対する町民税、国民健康保険税の減免規定について、既に事務処理も終了経過していることから整理により廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町ふるさと思いやり基金条例。

本案は、矢吹町の「ふるさと」に対する思いを社会投資として広く寄附金を受け、よりよい人材の育成や環境等の社会基盤整備を目的とした基金を設け、ふるさとを愛し、ふるさとづくりに共感される方々による新たなまちづくりへの参加手法として制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。

本案は、債務負担行為の規定にかかわらず、地方自治法及び同法施行令に規定する継続的な物品の借り入れ、または経常的な役務の提供を受ける契約のうち、契約の公平、効率性の観点から複数年度にわたり契約を締結することができる契約を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、本年4月から実施される後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、本町の行う事務手続等について定めるもので、県内全市町村で制定されるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 国土利用計画矢吹町計画（第3次）について。

本案は、既定の第2次計画が平成19年度で終了することから、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき、平成29年までの矢吹町計画（第3次）を別冊のとおり定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

以上です。

○議長（根本信雄君） ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

15番。

〔15番 遠藤 守君登壇〕

○15番（遠藤 守君） 委員長にお尋ねしたいと思います。

平常なら、委員長が報告すべきことだと思うんですけども、副委員長になったその内容はどうか。この1点をお尋ね申し上げます。

以上です。

○議長（根本信雄君） ただいまの遠藤守議員の質疑に答弁を求めます。

副委員長、吉田伸君。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） 本来なら、1番から7番まで割愛すべきものではないのではないかと私も思ったんですけども、この審査に当たった委員ということで、副委員長の私が委員長になっておりますけれども、5番目に欠席した熊田委員長がおります。議会ですから、言いたくはありませんけれども、経過報告をいたさなければならぬと思ってお話をいたします。

私は、当日の朝、その8番の議席の前で、熊田委員長に対し、きょうは大丈夫なのでしょうねと、問題はありませぬとお伺いを立てました。委員長は大丈夫ですと私に言いました。何の問題もないのだなと私が確認しますと、ありませんということを言われました。ですから、当然委員長は熊田委員長ですけども、私は総務委員会の委員長をやっていただけのもと思っておりました。ここは誤解しないでください。

総務委員会に入る前に昼食になりますから、午後からの総務委員会ですから、私が同僚の議員と食事に行こうと約束していたものですから、歩いていきましたところ、あの駐車場の前で、「伸さん、きょうは午後から頭が痛いもので欠席します」と言われたものですから、私これは何でだと、委員長なんだから、多少の頭とか体が悪いというのであれば、1時間か2時間だから無理してやってくれと言ったんですけども、議長に対してこれは報告済みだと言う。それはないべと、私は副委員長ですから。私に相談していただければ、いいんじゃないかと。それによって、展開というものは変わっていくのだものと。よって、私は午後1時まで頭の痛い

くらいだったら、最後の議会ですからできるだろうと、そういうふうの確認をとりました。

ですから、私は1時になっても、熊田委員長が来ませんので、これはと思いましたがけれども、私とすれば、先ほど言ったように、341、最後の議会ですから、委員長にやっていただきたいと思っておりまして。よって、私個人では引き受ける気はありませんでした。

これは、全容をしゃべっていいんですね、遠藤議員。議会ですからしゃべります。

よって、総務常任委員会に入ったときに、議長より「伸さんで」と言われたのですけれども、それは話が違ふということで、約30分くらい棚木委員と根本議長よりやってくれと言われたのですけれども、私に1時まで連絡が来ないと、そのままですから。その連絡が来ない限りは私はやる気はありませんでした。

当初、そういうわけで私はやらないと。ですから、でき得れば渡辺正美委員、あなたがやってくれませんか。私は辞表を書いたっていいと言ったのですけれども、渡辺委員もそこを收拾する方がいいだろうということで考えていただきました。それで、伸さんやっていただきたいと言われたものですから、私は前の議会で言ったように渡辺正美議員を信頼しておりますものですから、その言葉によって、これ以上は最後の議会がもめたのでは、総務常任委員会ができなかったのではやむなしと思ひまして、最後に承諾しました。しかし、私としては、今もってここでこうやって報告すること自体が腑に落ちないというか、何となくわだかまりを持っております。

以上です。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

12番。

○12番（十文字重康君） これは議事進行についてなんですけれども、今、総務常任委員会の副委員長から総務常任委員会の開催についての経過等についての説明があったのですけれども。

○議長（根本信雄君） 12番、十文字重康議員。登壇してやって。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番（十文字重康君） それでは、改めて関連質問させていただきます。

これは委員長に対する質問ではなくて、議事進行に関する質問。要するに議長に対する質問であります。3月4日に常任委員会が開催されて、委員長たる熊田委員長が体調不良のために出席できないと、こういう申し出があったということのてんまつについては、今、吉田副委員長からお話があったとおりでございまして、これは大変な事態になったなということで、私自身いまだかつてないことだということで、心配をしながら聞いておりました。それで、それから5日の予算委員会も出席しないと、そして土日を挟んで本日の本会議も出席しないということは、これは熊田議員にとってはゆゆしき体調不良の状況だというふうに私自身は認識しているわけです。

ですから、ただ出席できないからという、そういう電話連絡を受けるにとどまらず、7日間も体調不良の状態が続いているのであれば、議長も議会事務局もご自宅にお伺いをして、そしてお見舞いをするなり、あるいはもしどうしても出られないのであれば、医師の診断書をつけて欠席の願いを出してもらおうと。そういう手続が議会人としてのあるべき対応ではなかったのかなと、そんなふうに私自身、今考えましたので、あえて登壇をさせていただきました。

その件について、これは吉田副委員長にはなくて、議会の対応として、どのような処置をなされたのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（根本信雄君） ただいまの12番、十文字重康議員の総務常任委員会の副委員長に対する質疑ということでありすけれども、火曜日の午後に一般質問が終わって、総務常任委員会が開催される寸前になって、熊田議員のほうから体調思わしくないというふうな連絡が事務局、そして議長のほうに入ったわけでありす。私は、本人の意思を尊重しまして、了解をしました。そして、ただいまもお話しの中でありましたけれども、本会議をきょうも欠席をしたということでありましたけれども、これについても、ただいまの十文字重康議員さんがおっしゃるように、本人の病状、そして症状等を確かめなさいと。そして、医者診断書をつけて云々と言話がありましたけれども、私は今回はそこまではしなかったわけでありす。そしてきょうも欠席をする旨の連絡がありまして、了解をしたわけでありす。

そういうようなことで、きょうは本会議を進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方ご了承を願いたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 総務常任副委員長に対する質疑ですね。
17番。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 議場の皆さん、今、副委員長の吉田伸副委員長からの報告、そして遠藤議会議員の長老の質疑、そして十文字重康議員の意見というようなことを聞いておりましたが、今そして、最後に議長のほうから多大なる心の大きい議長の判断であったかと思っております。

そういった中で、私としても、実は午前中に渡辺正美議員とある職場にいたのです。そうしたら元気な姿で熊田議員が来ておりました、職場。また、聞くところによれば、欠席した2日後は、私の同級生と町を歩いていたというふうな総務常任委員長としての行動が余りにもあるまじき行為であると。私はその辺のけじめは議会議員として、また、総務常任委員として、きっちりとした対応を、いくら最後の議会であるからといっても、町民の負託にこたえてこの議場に立って出席している議員でございますので、自分の意のまま行動をとられては、町議会としての町民に対しての言いわけが立たないと私は思うのであります。

この辺に対して、議員の皆様がどう思うか、今、選挙戦で大変厳しいところでございますけれども、この辺の協議を私はしていただきたいと、そのように思うわけでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（根本信雄君） 11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） これは、皆さんからいろいろな意見が出ておりますので、議連の委員長として、議会運営委員会を開きたいと思っておりますが、どうでしょうか。

〔「了解、了解」と呼ぶ者あり〕

○11番（角田秀明君） 議長よろしいですか。

○議長（根本信雄君） はい。

ただいま、11番の角田秀明議会運営委員長のほうから議連を開きたいという話がありましたので、ここで暫

時休議をして、ただいまから直ちに議会運営委員会を開きたいと思います。

よろしく願い申し上げます。

(午後 1時39分)

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午後 2時02分)

○議長（根本信雄君） 先ほど、別室において議会運営委員会が開催されておりますので、これより議会運営委員長から、その報告を求めます。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） ただいま議会運営委員会を開きまして、委員の皆さんの個々の考え方、意見をいろいろとお話をしていただきまして、いろいろ擁護する委員もおりましたし、また責める委員もおりました。ただ、総務常任委員としてあるまじき行動ではないかという意見が多かったわけであります。そういった中で、今回、最終議会でありますし、また改選ということもありますので、ただ、ここで最終日にいろいろともめごとを進めていくわけにもいかないということで、議会運営委員会としては、議長から嚴重注意を熊田議員にするということで、皆さんの同意を得ましたので、報告をいたします。

〔「文書をもってです」と呼ぶ者あり〕

○11番（角田秀明君） 文書をもって熊田議員に議長のほうから嚴重注意をしながらこれをさせていくということでありますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

4番。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

平成18年8月30日、県内市町村の実質公債費比率が新聞報道されました。矢吹町はワーストスリーの現実を突きつけられたわけでございます。この危機的な財政状況の表面化が契機となって官民一体となり、役場職員の方々は内部経費の削減、歳出の見直し、税徴収の強化など財政再建3カ年計画の作成に奮闘努力をしております。町民は、公共料金の値上げもやむなしと受け入れて、平成19年、20年、21年は、我が矢吹町にとって正念場と位置づけをして、みんなでこの危機を乗り切る共同作業の態勢が整ったところであります。その大切な財政再建3カ年のさなかに職員の給与を引き上げるということは、役場職員の方々の財政再建3カ年計画

に対する熱意、そして奮闘努力が正しく町民に伝わらないと思います。せっかく築いてきた町民との信頼関係をみずから放棄するようなものであり、少しずつ積み上げてきたみんなの矢吹町全体の覚悟に水を差すことになります。

職員の皆さん、今は耐えていただきたい。お願いします。

○議長（根本信雄君） 17番。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 議場の議員の皆さん、そして職員の皆さん、私は3号議案に対して賛成の立場で討論いたします。

今、町は議会議員の改選で選挙戦でございます。実は、遅かれし私も運動を始めました。そうした中で、町民の声は、職員の値上げがあるんだってねと言われました。多くの町民の方に。私を支持しない人ももちろんいました。そういった声を私はその結果は、町の職員全部で夏、冬のボーナスを入れても、780万ですよと、そうした中で、今回は肩たたきもあるでしょうが、幹部職員12名がやめると。その金が約1億ですよと。人件費だけで9,000万強の削減になっているんですと。そうした中で、特に若い職員に対しましては、これは生活給でございます。そういった中で、意識の改革、もちろん職員の、さんざん多くの議員、私初め職員の意識が足りないというふうな町民の声がありますが、こういった厳しいときこそ、職員にやる気を起こしてもらわなければならないと思います。

その中には、このことに対しては、もちろん同僚議員も再三の組合側と交渉をしてきた結果、町長のほうももんで今議会に提出されたわけでございます。それに対して、議員、まして与党議員の委員長のポストを持っている者から反対が出るということは、今回は当初予算でございます。全部の議案に対して、当初予算に反対ということになるわけでございます。これは議員として、決断としてあるまじき行為であります。それは、議員のことでございますが、ここに意思があると言われれば、それまででございます。ただ、そうした中で、この第3号議案に対しましての、0.49%の値上げというものに対して、町民に説明すれば、それではもっと上げてやってもいいのではないですかと言った町民もおります、実は。

そして中に職員が働いていく中、12名の幹部職員が減る。そうした中で、仕事の量は減るわけではありません。今いる職員が一丸となって取り組むには、やはりあめとむちではありませんが、10人に1人、5人に1人がこんな厳しいときに値上げをしてもらったと、本気になって町民のために働こうと、その意識改革がなければ矢吹町の前進はない。幾ら町長が号令をかけても、議員が号令をかけても働きバチが動かなければ、町の前進はないと私はこの3期やってきた中で強く確信しております。

初めのころは職員に対して厳しくしてきました。でも、長い目で見てみれば、やはり地域の発展は職員の働きにあると、そう思っております。そうした中で、議員が職員に対して、監視、指導、意見を言うことがあつてしかるべきでしょう。そして、この財政健全化へ向けての3カ年の中で、20年、真ん中の年、町執行部代表、議会、職員が一丸となってこの財政再建に取り組むことが私はこの20年度は大変重要な年であると思います。どうか、同僚議員の皆さん、この3号議案、もちろん当初予算に対しましても賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

8番。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番(吉田 伸君) 私も議案第3号について、賛成の立場で討論いたします。

私は、今回、先ほど言いましたように、総務常任委員会の委員長を仰せつかりました。

報告において皆さんに発表したとおりで、この中に大事なものが書かれています。職員の給与等に関し、特に若年層に限定した平均です。先ほど、永沼議員がおっしゃったとおり、原点はそこら辺にあります。確かに財政再建はやらなければならない問題です。ただし、それを働く人たちが、前に進まなければ何にもなりません。勤労意欲、ここに書いてありますね。それと、そういうふうなやろうとする職員の意識向上もまた大切なものと私も考えます。

昨年の、恐らく昨年だと思えますけれども、議会において、議員の給与引き上げということで0.05%だけの議案がありました。その議会において、私と須藤羊一君と、共産党の棚木さんと藤井さんはどうだったかわかりませんが、私は町長職三役等の給与等については賛成しましたが、議員という立場では、みずからの報酬を上げるべきでない、という決意で反対しました。私は、今回のこの第3号議案が通していただければ、もし否決になった立場であれば、議員みずから報酬を下げた後にこの問題に入るべきではないかと思えます。

私は、ですから、矢吹町のこの行政を前進させるためにも、必要な議案だと思っております。

最後に、341議会、私たちは議員として、町民の信託を受けて議員としてここに登壇させていただきました。きょうで終わりですけれども、最後に皆さんの意思をきちんといただき、続いて議員となって、3月23日ですね、そのときにも皆さんと一緒にしていきたいと思っています。どうか、わかるような行政をしていただきたいと議員の皆さんにお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長(根本信雄君) ほかに討論ございませんか。

12番。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番(十文字重康君) 議案第3号に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今、永沼議員と吉田議員が全部言ってしまいましたので、私の資料どおりのことを述べていただきましたので、余り長々と申し上げる必要はないかとは思いますが、ノー原稿でやりますと、1時間くらいかかってしまいますので、原稿をしたためてまいりましたので、第1行目から読ませていただきたいというふうに考えております。

この第3号議案は、本年度の公務員の人事院勧告に伴う職員の給与を0.49%引き上げる内容のものであります。この件については、今日まで、職員組合との労使交渉を続けてきた結果、4月実施を1月実施に延ばして、施行するものであります。今さら申し上げるまでもなく、我が町の財政状況は極めて厳しいものがあることは、自他ともに認めるところであります。その中で人事院勧告に伴う職員給与の引き上げは認められないという反対論は一般論として認められるわけですが、我が町は本年度、勸奨退職者を含め12人が一度に退職するという他の町村では見られない特異な状況下にあります。このことは、職員1人当たりの仕事量との相関関

係の中で、職員の人事院勧告を緻密に検討すべきものと思っております。小さな役場による節度あるサービスの行革路線の中で、このたび大幅な職員定数削減によって、町の人件費は19年度対比で5,903万9,000円の削減効果が期待される反面、その分、職員1人当たりの事務事業の増嵩が予想されることになるわけであります。

より以上の各課横断的な事務事業の執行を推進しなければ、町民サービスの停滞につながる危険があると思うのであります。

いかに政治理想を描いても、それを具現化する事務職との連携協調がなければ、夢の実現はあり得ないと思うのであります。今回の人事院勧告、1月からの受け入れは特殊事情のあるがゆえにやむを得ざる提案であると思料されるのであります。

さて、今回の町当局の提案は、町民の間でも賛否両論あることは承知しております。職員給与引き上げは行革路線に逆行するという意見もあることも承知しております。しかし、多くの町民の意見は、町三役も率先して報酬カットをしているのに、議会議員は定数を2名削減しただけで、みずからの報酬カットを提案せず、職員定数を大幅に減らしても職員の人事院勧告を認めないとする一部議員の判断に議員はみずからに甘く、職員に厳しいという意見が大勢を占めていることを私自身認識をしておるわけでございます。まず、行財政改革は隗から始めなさいという意見がございます。しかし、私は議員に与えられた議決権は住民にしる最終決定となり、何人にも左右されない特権であり、したがって、みずからの判断と決断によって出されるべきものと思うのであります。

したがって、賛成と反対をはっきり意思表示することこそ、議員に与えられた職責であろうと思うのであります。反対でもない、賛成でもない、そういう議会議員の行動は町民から期待される議会議員像として、決して良好には映らないものと思っております。

さて、議案第3号に対する反対は、職員給与全体に及ぶものであります。議員にとって重大な決断となり、一般会計当初予算、そして国民健康保険特別会計、老人保健特会、下水道会計とすべての当初予算にかかわることになり、第3号に反対すればすべての議案に反対することになることも肝に銘じて栗崎議員もよく決断してくれたと、こういうふう認識をしておるわけでございます。私に町民から与えられた議決権の行使は、みずからの判断と決断と責任を持って私は議案第3号に賛成することといたしました。

以上で討論を終わります。

ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 矢吹町戸籍等の無料証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する副委員長報告は可決であります。
本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
これより議案第4号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。
本案を副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
これより議案第12号 昭和55年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。
本案を副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
これより議案第13号 矢吹町ふるさと思いやり基金条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。
本案を副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
これより議案第14号 矢吹町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。
本案を副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
これより議案第15号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する副委員長報告は可決であります。
本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 国土利用計画矢吹町計画（第3次）について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号、議案第7号～議案第10号、議案第19号、請願第1号の委員長報告、質疑、
討論、採決**

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより議案第5号、第7号、第8号、第9号、第10号、第19号、請願第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、4番、栗崎千代松君。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第341回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載をごらんいただきたいと思います。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第5号、第7号、第8号、第9号、第10号、第19号、請願第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第5号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、本年4月1日から3年間に限り、交付手数料を無料にするため所要の改正をするものであります。なお、無料化に伴う財源については特別交付税により全額措置されるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、当該条例において規定または引用する関係法令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例。

本案も、議案第7号同様に、当該条例において規定または引用する関係法令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、本年4月から実施される後期高齢者医療制度との均衡を図るため、国民健康保険の被保険者に支給する葬祭費を既定の3万円から5万円に増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本案は、地方税法の改正から平成18年度及び19年度において実施してきた1号被保険者における保険料の増加に伴う激変緩和措置について、既定の改正政令のさらなる改正に基づき、平成20年度においても継続して実施するため、附則による所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

本案は、飯野町が福島市との合併により、福島県後期高齢者広域連合からの脱退と、保健事業に係る経費の一部を構成市町村が負担することの規約の変更であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願。

本件は、国の関係機関に、高齢者の生きがいと安全、安心から後期高齢者医療制度の速やかな中止と撤回について意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、現行制度には、改善点が多くあると思われるので賛成する旨の討論。一方、既に関係機関では十分な協議、検討を終え、本年4月からの実施に向け事務手続が進められており、矛盾など改善点があるかないかは、実施後の経過を見てからにすべきである旨の反対する討論があり、挙手採決の結果、賛成少数により、請願第1号は不採択にすべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願に賛成の立場で討論を行います。

75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度の廃止を求める日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党共同の緊急集会が5日に衆議院会館で開かれましたが、75歳になった途端に今の医療保険から強制的に撤退させ、別の制度に不安と不満と怒りの声が広がっております。後期高齢者医療制度の保険料は2年ごと改定されます。

その際、高齢者の医療費がふえたり、75歳以上の人口が増加すると自動的に保険料が上がる仕組みになります。日本の高齢化が進む限り、4月の制度開始時に保険料が低く抑えられた都道府県でも将来の負担増は確実に増えてきます。

このような状況の中で、衆議院の野党4党は、先月28日に共同で4月実施予定の後期高齢者の医療制度を廃止する法案を衆議院に提出してきました。この法案には負担引き上げの廃止、年金からの保険料天引きの中止などを盛り込んでおります。地方行政は、この後期高齢者医療制度に対して事務事業に追われておりますが、同時に、地方の不安の声を国に届けることも重要であります。そのためにも、この請願第1号に賛成いたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

1番。

〔1番 鈴木一夫君登壇〕

○1番（鈴木一夫君） 請願第1号に反対の立場で討論させていただきます。

理由は報告書にもございますが、8ページですが、関係機関では十分な協議検討を終え、既に本年4月より実施に向け事務手続が進められております。矛盾などの改善点があるかないか、これはもちろん実施後の経過を見てからすべきであるというふうに、私は委員会のほうでも討論させていただきました。さらに政府についても激変緩和措置などの対策を講じておりますので、私はこの請願第1号に反対をする立場で討論をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第5号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたし

ます。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 福島県後期高齢者医療制広域連合規約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。この請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（根本信雄君） 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

◎議案第11号、議案第16号、請願第2号、陳情第1号～陳情第3号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより議案第11号、第16号並びに請願第2号、陳情第1号、第2号、第3号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） それでは報告いたします。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第341回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から8番までは割愛させていただきます。

9、審査結果。

当委員会に付託されました議案第11号、第16号、請願第2号、陳情第1号、第2号、第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第11号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定を受け、本年2月に同意された福島県県南地域基本計画に基づき適用される企業に対する新たな各種奨励制度との整合性を図るため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例。

本案も、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定を受け、計画区域の面積要件から本年2月に同意された福島県県南地域基本計画に基づき、計画期間中において重点区域とされた工業団地等による工場の新増設等に対し、法律に定める緑地及び環境施設の面積比率を半減するため、所要の整備を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号 保険業法の制度と運用を見直し自主的な団体を共済の保険業法の適用除外を求める請願書。

本件は、国の関係機関に、団体の目的を一つとして構成員を限定し、構成員の相互扶助のために自主的に運営されてきた自主共済制度に対する保険業法の適用除外について意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、既に法律改正を容認の上、事務手続を進めている団体もあり、内容の十分な調査が必要であため継続審査にすべきものと決しました。

陳情第1号 町道井戸尻6号線道路整備に関する陳情。

本件は、町道井戸尻6号線の道路舗装による陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、県の関係機関に、福島県の最低賃金を一般の労働者の賃金水準、産業、経済実勢等に見合った賃金引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、陳情趣旨について時間をかけて検討すべきことから継続審査にすべきものと決しました。

陳情第3号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書提出の陳情について。

本件も、請願第2号と同様、国の関係機関に、自主共済制度に対する保険業法の適用除外について意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、請願第2号と同一趣旨による関係機関への意見書提出を求める陳情であることから、一時不再議により継続審査にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより請願第2号 保険業法の制度と運用を見直し自主的な団体を共済の保険業法の適用除外を求める請願書の委員長報告は継続審査であります。

これより陳情第1号 町道井戸尻6号線道路整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、陳情第3号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書提出の陳情についての委員長報告は継続審査であります。

◎議案第28号、議案第36号～議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより議案第28号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員長、15番、遠藤守君。

〔15番 遠藤 守君登壇〕

○15番（遠藤 守君） 報告いたします。

第341回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1から7番まではお手元に配付のとおりでございますので、省略させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第28号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号の審査結果は次のとおりであります。

議案第28号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ297万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,524万8,000円とし、あわせて債務負担行為の補正及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方債交付税、国庫支出金、繰入金などを増額し、町税、財産収入、諸収入、町債などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、衛生費、商工費、教育費などを減額し、民生費、農林水産費、公債費などをそれぞれ増額するものであります。

債務負担行為の補正では、原油価格高騰による運営費用が増額するものの、施設使用料の値上げによる増収から、健康センター指定管理料の限度額を減額するものであります。

地方債の補正では、県営水環境整備事業債及び土木施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,784万円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。

平成19年度当初予算と比較して、2.2%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,743万8,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時

借入金限度額を定めるものであります。

平成19年度当初予算と比較して、32%の増額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,237万円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,758万6,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。

なお、後期高齢者医療制度の創設により、平成19年度当初予算と比較すると90.9%の減額となったものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,707万2,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。

平成19年度当初予算と比較して5.7%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,579万6,000円とし、あわせて一時借入金の限度額、歳出予算の流用を定めるものであります。

なお、第3期介護保険事業計画の最終年度予算であり、平成19年度当初予算と比較して2.9%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、後期高齢者医療制度の創設により、新たに設けられた特別会計予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,657万4,000円とし、あわせて一時借入金の限度額について定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成20年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入予算の総額を4億5,575万9,000円とし、収益的支出予算の総額を5億835万6,000円とするものであります。

平成19年度当初予算と比較して収益的収入では3.8%の減、収益的支出では、1.1%の増額であります。

資本的収支予算については、収入が3億7,316万1,000円に対し、支出は4億9,727万5,000円とするものであります。差し引き不足する額については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。一時借入金の限度額、議会の議決を要する流用経費、また棚卸資産の購入限度額についてもあわせて定めるもので

あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号 平成20年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（根本信雄君） 日程第6に入る前に、ここで暫時休議いたします。

(午後 3時06分)

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午後 3時58分)

○議長（根本信雄君） 時間が4時近くになっておりますので、1時間ほど延長をお願いいたします。ご了承願います。

○議長（根本信雄君） 先ほど別室にて議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長のほうからその結果の報告をお願いいたします。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 報告申し上げます。

何度となく協議しながらですけれども、前に向けるような形になりましたので、再開をしていただきました。第3号議案に反対の立場をとった栗崎議員と大木議員に対して、第1予算委員長の遠藤さんのほうから、賛成に回ったということの話がありまして、それに対していろいろと話し合いをしました結果、栗崎議員のほうから第1予算委員会の20年度特別会計に対する賛成に回ったことに対する謝罪ということで、あと、第2予算委員会のほうのこれからの第35号議案、20年度一般会計に対しては反対の立場に回るということで、皆さんの了解を得ましたので、この議会を進めていただくようにしましたので、報告申し上げます。

○議長（根本信雄君） それでは、順次答弁を求めます。

4番、栗崎千代松君。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 議案第3号に反対をして、本来であれば第1予算特別委員会の20年度の特別会計も人件費が当然かかっていますので、反対をしなければならぬところ、反対をしない状態で進めてしまったことに対して、訂正をさせて、おわびをさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 2番、大木義正君。

〔2番 大木義正君登壇〕

○2番（大木義正君） 私も議案第3号に反対しながら、特別予算案を賛成してしまったことに対して謝罪いたします。

◎議案第29号～議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより議案第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、12番、十文字重康君。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番（十文字重康君） 第341回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1番から7番までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきますと思います。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号の審査結果は、次のとおりです。

議案第29号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,598万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,785万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、繰入金などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、保険給付費、諸支出金を増額するものであります。

質疑へ入り、国民健康保険税の低減、高騰する医療費の抑制に向けた予防医療への取り組み手法が話題となり、先進事例や行政主体による検討にとらわれることなく、広く町民にも健康づくりのアイデアを求めているかどうかとの提案もありました。

なお、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,807万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億845万2,000円とし、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金、諸収入、町債を増額し、使用料、繰入金などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を減額し、公債費などを増額するものであります。

地方債の補正では、金利負担の軽減から補償金免除繰上償還の借りかえや下水道事業高資本費対策債の借りかえによる借換債をそれぞれ追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,213万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,263万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、医療諸費などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ163万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,614万3,000円とし、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、分担金、繰越金を増額し、他会計繰入金を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費、公債費を減額するものであります。

地方債の補正では、金利負担の軽減から、下水道事業高資本費対策債の借りかえによる借換債を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,929万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,659万

2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、地域支援事業費などを減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成19年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の収益的支出予定額に5万7,000円を増額し、収益的支出総額を5億462万9,000円とするものであります。

収益的支出補正予算の主なものは、営業費用を増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的収入予定額に7,150万円を増額し、収入総額を9,380万5,000円とするものであります。支出では、既定の資本的支出の予算額に7,180万円を増額し、支出総額を2億1,390万1,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をそれぞれ補てんするものであります。

また、企業債の補正として、金利負担の軽減から補償金免除繰上償還の借りかえや上水道高資本費対策による借換債をそれぞれ追加するものであります。

なお、資本的収入としては、借換債による企業債を発行するもので、支出においては、その借換債が財源となる補償金免除繰上償還等の企業債償還金として増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成20年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額を54億800万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。

平成19年度当初予算と比較して、2.3%の減額となっております。

各課において所管する予算の審査、質疑では、特に保育行政に対するこれまでの経過を踏まえ、保育行政の健全化、子供たちの安全・安心を第一に考えた学校施設等の適正な耐震診断の実施など、予算実施に向けたさまざまな提案、要望も多くありました。

討論に入り、棚木議員から、平成20年度事業には、生活習慣病の予防による健康教室や幼稚園における保育時間の延長、妊婦健診無料回数が増といった健康、子育て支援への取り組みなど町民の方々からも評価される一面もあるが、内に激しく外に優しい財政再建計画の実施と言いながら、施設利用、使用料金当の値上げや図書館、文化センターなどの指定管理者制度の導入、さらには保育園までも業務委託する計画については問題視するものがあり、これらの実施も含めた予算編成のため、本案に反対する旨の討論。一方、柏村委員からは、特に財政再建に取り組みながらも、町民を第一に考えた的確な予算編成なので、本案に賛成する旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。どうもありがとうございました。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第35号 平成20年度矢吹町一般会計当初予算に反対の立場で討論を行います。

福田首相は1月18日の施政方針演説で生活者、消費者が主役と強調しましたが、福田内閣初の予算となる2008年度予算案は、到底生活者が主役といえるようなものではありません。それどころか、福田内閣は社会保障費の自然増を2,200億円抑制するなど、暮らしに冷たい構造改革路線に固執しています。しかも、道路特定財源や大企業優遇税制、軍事費など本来メスを入れるべき聖域には全くメスが入っていません。構造改革路線によって、家庭は痛めつけられ、貧困と格差が社会に広がっています。しかも最近の原油、穀物市場の高騰を受けた生活必需品や原材料の値上がり在家計に追い打ちをかけています。小泉内閣が進めてきた三位一体の改革は、国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税削減は我が町財政にも大きな影響を与えてきました。

平成20年度の町の一般会計当初予算は54億800万円で、前年度予算と比較しますと1億2,600万円、2.3%の減となっています。事業内容を見ますと、生活習慣病予防のための健康教室や子育て支援として幼稚園、保育園の第3子保育料の無料化の継続、幼稚園の延長保育の実施、妊産婦健診第1子、第2子は5回まで無料、第3子は15回まで無料化などは町民の皆さんからも評価されると思います。しかし、内に厳しく外に優しい財政再建と言いながら公共下水道の使用料、農業集落排水の使用料、あゆり温泉温水プール使用料の値上げなど、町民に負担を強いるような財政再建は町民に受け入れられるものではありません。

さらに、指定管理者制度の導入で、図書館、ふるさとの森文化センターの民間委託にも問題点が多く、疑問もあり、問題であります。その上、保育園の福祉協議会への業務委託、2年後は民間委託ということですが、先日、私どもが町民の皆さんにご協力をいただいたアンケート調査の中でも、保育園や幼稚園の民営化賛成26%、反対56%という答えが返ってきました。このことから保育園や幼稚園の業務委託や民間委託などはやめるべきであります。

また、人事考課制度の運用などは、地方自治体本来の目的とはなじまないものであり、即刻やめるべきであります。今、町に求められているのは、福田自公内閣が進める国民いじめの悪政から町はその防波堤となって、町民の暮らしと健康を守ることです。

提案されました平成20年度一般会計予算は、住民負担の増加、住民サービスの低下、福祉の後退ということが明らかでありますので、私は町民の暮らしと健康を守る立場から、議案第35号に反対するものであります。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

6番。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） ただいま反対討論で長くされましたので、私もちよっと長くやりたいと思います。

私は、議案第35号に賛成の立場で討論いたします。平成20年度一般会計の当初予算規模は54億800万円で、

前年度予算比1億2,600万円、2.3%の減となっております。

このように歳入が減少する厳しい財政状況にある中、財政再建に取り組み効果額を出すこととし、昨年度に引き続き、滞納処分の強化、土地売却収入を見込むなど財源確保に力を入れ、財政調整基金からの繰り入れをゼロとした予算内容となっております。歳出については、矢吹町まちづくり総合計画の計画的実施に向け、役場内部の経費抑制などに努めているなど、経常経費は極力削減し、政策的経費を確保し、住民サービスの向上を図る予算編成となっております。

主な取り組みを見てみると、1つに自立した行政運営として自主財源の確保や役場の再建に取り組み、実質公債費率25%未満を目指すとともに、企業誘致を積極的に推進し、将来に向けた安定的な財源確保にも努める内容になっていること。

2つ目は、子供を安心して産み育てることができ、若者が定住するまちづくりとして、ファミリーサポートセンター事業、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業及び若者定住促進事業を継続実施することとしたほか、新たに妊婦健康診査の無料化の拡大など、子育てしやすい環境づくりに取り組む内容となっていること。

3つ目としては、本町が目指す支え合いのまちづくりの基本づくりのための協働のまちづくり推進ビジョンの策定、ボランティアネットワークの組織を立ち上げ、まちづくり活動への支援として補助金の法制度の創出など、協働のまちづくりを進める内容となっていること。

4つ目として、施設の老朽化に伴い計画的維持管理に努め、建物、施設の延命処置に取り組むとともに、耐震性能の向上、対策に取り組む内容となっていること。このような財政が厳しい中において、平成20年度予算は当町の将来のための財政再建の断行とまちづくり総合計画に基づいた政策の実現など、課題解決に取り組むための予算編成となっていることから、私は賛成いたします。よろしく申し上げます。ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号 平成19年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成20年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。会期中に議員から追加案件の届け出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

（午後 4時22分）

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

（午後 4時31分）

◎日程の追加

○議長（根本信雄君） 次に、追加議案などの取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 報告いたします。

追加案件として、議員から発議3件が提出されましたので、その取り扱いについて議会事務局長より説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（根本信雄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第7、これより発議第1号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

矢吹町議会委員会条例（平成3年矢吹町条例第23号）の一部を次のように改正するものであります。

第2条表中「文教・厚生常任委員会、6人。1、町民生活課及び保健福祉課の所管に関する事項。2、教育委員会の所管に関する事項。産業・建設常任委員会、6人。1、産業振興課、都市建設課及び上下水道課の所管に関する事項。2、農業委員会の所管に関する事項」を「文教・厚生常任委員会、5人。1、町民生活課及び保健福祉課の所管に関する事項。2、教育委員会の所管に関する事項。産業・建設常任委員会、5人。1、産業振興課、都市建設課及び上下水道課の所管に関する事項。2、農業委員会の所管に関する事項」に改める。

第3条第1項中「4年」を「2年」に改める。

附則。この条例は、平成20年3月31日から施行する。

提案理由。本案は、議員定数等の見直し及び議会の活性化を踏まえ、常任委員会の委員構成及び委員の任期を改める。所要の改正をするものであります。

以上です。

○議長（根本信雄君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第8、これより発議第2号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 矢吹町議会広報の発行に関する規程の一部を改正する訓令（案）。

矢吹町議会広報の発行に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「1年」を「2年」に改める。

第6号第1項中「受けな者」を「受けた者」に改める。

附則。この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由。本案は、常任委員会等の委員構成、任期の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

○議長（根本信雄君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第2号 矢吹町議会広報の発行に関する規程の一部を改正する訓令（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第9、これより発議第3号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）。

道路は、地域住民の生活を支える唯一の交通基盤として、その重要性は極めて大きいものである。

本町では、道路整備水準がいまだに低いため、緊急医療や消防活動、さらには通勤・通学など住民生活に多大の支障を来している状況にあり、また国道道の交通量の増大から町道への流入が増加し、車の渋滞、交通事故も多発している傾向にある。これらを恒久的に解消するため、今後も引続き道路の整備が急務となっている。

このような中、今国会で焦点となっている道路特定財源について、暫定税率を含む現行制度が維持・継続されなければ、地方の道路整備は渋滞を余儀なくされるばかりか、これまでも極めて厳しい運営を強いられてきた町村財政に重大な影響を及ぼし、その結果、教育や福祉など他の行政サービスの低下を招き、住民生活に大きな支障を生じることが大いに懸念されます。

よって、政府・国会は、道路特定財源が地方の貴重な財源となっている実情と暫定税率が廃止された場合に生ずる地方財政への影響の大きさを十分認識し、真に地方が必要とする道路整備を今後とも着実に実施できるよう、暫定税率の適用期限を延長し、平成20年度以降も現行税率水準を維持することにより、安定的な道路整備財源を確保するとともに地方への配分割合を高め、地方の道路整備財源を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月10日。

衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長江田五月殿。

福島県矢吹町議会議長 根本 信雄。

○議長（根本信雄君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）に反対の立場で討論を行います。

道路特定財源は国の大型プロジェクト事業に毎年莫大な財源が投入されているにもかかわらず、町民が毎日利用する生活道路の整備や、子供たちが毎日通学する通学道路については、延々として進まないというのが現状であることは、矢吹町のあぶくま高原道路、そして子供たちの通学路でありあす県道矢吹石川線などを見れば皆様周知のとおりであると思います。

そもそも揮発油税を特定財源にした1953年当時は、国道や都道府県道でも改良されたものは約30%。約1万6,000キロメートルの自動車交通不能区間、舗装道の状況は簡易舗装も含めて改良済みの15%にすぎないという状況で、舗装道路整備を急ぐことは一定の根拠があったわけであります。しかし、今国の大型プロジェクト事業には莫大なこの道路特定財源が使われておりますけれども、地方の道路についてはなかなか整備されない、こういった現状がありまして、道路特定財源については、この大型プロジェクト事業をどんどん整備するということでありますけれども、それでも入ってくる税金をひたすら道路づくりに投入し続けるのが道路特定財源であります。

無駄な公共事業を拡大する仕組みの最たる例として、見直しを求める世論も高まってきていることはご承知のとおりであります。

元首相の小泉さんも道路特定財源は一般財源化することを表明しておりました。しかし、その後そのままになっているわけでありますけれども、私はこのガソリン税の道路特定財源方式はやめて、一般財源化し、道路も整備できる、また社会保障もできる生活密着型公共投資などにも使えるようにすることこそが、今強く求められていると思いますので、反対するものであります。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 私は、発議第3号 道路財源の安定確保に関する意見書の賛成の立場で討論をいたします。

今、道路特定財源の確保を暫定税率の維持をめぐって新聞報道で大きくクローズアップされ、あるマスコミの世論調査によれば、一般財源化への国民の声も大変多いと言われおりますが、ご承知のとおり、現在どの地

方自治体においても非常に厳しい財政状況下であり、特に地方では毎年道路特定財源のほかにも多くの一般財源を投入し、道路整備に努めております。

我が町においても、いまだに未整備が続いており、今後も地方が望んでいる道路整備が確実に達成されるように一定期間は道路特定財源の暫定税率を維持し、道路整備の財源としてしっかりと確保していただくとともに、補助率のかさ上げや地方への配分割合を高め、整備率の促進と地方の負担軽減を実現するため、今回も地方のお願いとして、当分の間による特定財源の維持を強く要望するため、私はこの意見の提出に賛成するものであります。

また、皆さんもご承知のとおり、先ほど平成20年度の当初予算も賛成多数で可決はしましたけれども、この中でも道路財源からくるお金もくると思って計算していると思いますので、皆さんのご協力をお願いし、賛成討論いたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号 道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

発議第3号は、これを提出することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎答弁保留事項の回答

○議長（根本信雄君） 以上で本日の議案審議は全部終了いたしました。

ここで、一般質問に対する答弁保留事項について文書で回答がありましたので、報告いたします。

報告事項は配付文書のとおりであります。

◎町長あいさつ

○議長（根本信雄君） 続きまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、長時間大変ご苦勞さまでございます。

さて、第341回矢吹町議会定例会最終日に根本議長初め、議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、皆様のご理解のもと全議案原案どおり可決いただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

発言をお願いしたのは、専決処分についてであります。

第1に、地方税法の一部改正が予定されていることから、関連する地方税条例の一部改正につきまして、専決処分をしたいと考えております。

第2に、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が予定されていることから、関連する手数料条例の一部改正につきまして、専決処分をしたいと考えております。

第3に、各会計の補正予算について、細かい整理予算を含めまして専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、今議会をもって改選を迎えることになりました。これまで町政発展にご尽力いただきましたご労苦に対し、この場をおかりいたしまして、町民を代表し、改めて感謝を申し上げますとともに、今後ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今議会を最後に後進に道を譲り、ご勇退なされる方におかれましては、町発展に対するこれまでのご尽力に対し、重ねてお礼を申し上げるところであります。ありがとうございました。

また、今回再選を期される皆様におかれましては、心からご健勝を祈念するものであり、町政進展のため引き続きご活躍いただけることを切に希望するものであります。

あわせて、この3月末をもって退職予定の課長職の皆様にも、この場をおかりして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上であります。

◎議長あいさつ

○議長（根本信雄君） それでは、私から本定例会を最後に今月31日で退職される町管理職の方々が議場におられますので、一言御礼の言葉を申し上げたいと存じます。

会計管理者、熊田建一さん、産業振興課長、須藤修平さん、企画経営課長、渡辺正樹さん、町民生活課長、長岐敬一さん、都市建設課長、坂本明司さん、上下水道課長、渡辺正弘さんにおかれましては、議会運営や審議に多大なるご協力をいただきましたこと、感謝を申し上げる次第であります。皆さんの在職期間42年から三十数年の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信をいたします。今後は健康に十分留意され、生活を楽しんでいただきたいと思います。また、町政、議会活動に温かいご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、御礼の言葉にいたします。

長きにわたりまことにご苦労さまでございました。（拍手）

最後に、我々議員は今議会が最後の議会となり、きょうまでさまざまなことがありましたが、4年間無事に勤め上げることができました。これもひとえに町民の皆様と町長初め町職員の皆様のご協力のたまものと感謝の気持ちを申し上げまして御礼の言葉といたします。

◎閉会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたします。

これにて、第341回矢吹町議会定例会を閉会といたします。
ご協力まことにありがとうございました。（拍手）

（午後 4時54分）